

第5章 農業振興計画の内容

第1節 福生市農業振興計画の体系

将来像 福を生む 福生の農地 チーム福生で 緑の保全

基本方針1 農地の保全と活用 ～減らしたくない福生の農地～

施策の方向	主要施策（★印は重点施策）
（1）農地と営農環境を保全する	① ★生産緑地の保全
	② ★生産緑地追加指定への積極的な働きかけ
	③ ★都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借を促進するための体制の充実
	④ 市街化区域内農地の保全
	⑤ 住環境と調和する営農環境の整備
（2）農地の多面的機能のさらなる発揮	① 防災機能の活用
	② 農のある景観の創出

基本方針2 活力ある農業経営の推進 ～育てよう 魅力ある農業経営～

施策の方向	主要施策（★印は重点施策）
（1）地域のリーダーとなる農業経営者を育成する	① ★認定農業者制度の推進
	② 生産技術の向上と経営改善
	③ 小規模農家への支援策の検討
（2）後継者と新たな担い手を育成する	① ★後継者育成事業の実施
	② ★担い手育成事業の実施
（3）環境にやさしい農業を推進する	① 減農薬栽培や環境配慮に対する技術支援
	② 安全安心な農産物の供給

基本方針3 農のあるまちづくり ～福の生まれるまち 農のあるまち～

施策の方向	主要施策（★印は重点施策）
（1）地産地消と食育を推進する	① ★学校給食への地場産農産物の供給
	② ★直売所への出荷支援
	③ ★食育推進事業の実施
	④ 地場産農産物の特産品化の推進
	⑤ 農商工連携の推進
（2）農とふれあうまちをつくる	① ★市民農園の充実
	② ★市民との交流事業の充実
	③ 農業情報の発信
	④ 体験型農園創設に向けた研究

第2節 施策の内容

＜基本方針1 農地の保全と活用 ～減らしたくない福生の農地～＞

1 農地と営農環境を保全する

市内の農地は、平成4年から5年にかけて、60件の約8.36ha、平成23年に4件の約0.45ha、平成30年に4件の約0.27ha、現在までに合計68件、約9.08haの農地が生産緑地に指定されました。平成30年までに約28%にあたる約2.50haは指定解除となったものの、約6.58ha（都市計画決定）の農地が生産緑地として保たれています。（平成4年から平成30年で約27%の減少率。）

一方、生産緑地以外の一般農地でみると、生産緑地の指定が開始された平成4年から平成31年で約71%の農地が失われており、生産緑地と比較すると、生産緑地以外の農地の減少率が大変高いことがわかります。すなわち、農地の減少傾向は生産緑地以外の一般農地が著しく、固定資産税等の税制面や後継者の問題などから考えると、一般農地の減少は今後も加速すると考えられます。

さらに、相続税納税のために生産緑地の指定が解除され宅地化される傾向があり、福生市が今後も都市農業環境を整備していくためには、生産緑地の保全や追加指定へのはたらきかけが重要となっています。

生産緑地については、指定から30年が経過した申出基準日以後は、所有者がいつでも買取の申し出をすることができるため、多くの生産緑地が指定を受けた平成4年から30年後の令和4年（西暦2022年）には、生産緑地の多くが宅地化されることが危惧されます。このような中、平成30年4月に「特定生産緑地制度」が創設されました。この制度は、申出基準日以前に指定を受けた特定生産緑地では、買取申出ができる期限が10年延長され、その期間は固定資産税等の農地課税が継続し、新たな相続が発生した場合でも相続税納税猶予制度の適用を受けられることができるというものです。特定生産緑地に指定を受けない場合は、その農地の固定資産税が段階的に引き上げられ、5年間で一般農地と同じ課税になるため、農地を維持することが難しくなります。また、新たに相続税納税猶予制度の適用を受けることもできなくなります。農地を保全するためには、特定生産緑地の指定への積極的なはたらきかけも重要です。

さらに、平成30年9月には「都市農地貸借円滑化法」が施行され、これまでは困難であった生産緑地の貸借や、市民農園を開設することが実施しやすくなりました。農業従事者の高齢化や後継者や担い手の問題を解決する1つの方法として、農家への周知はもちろん、貸し手と借り手の把握やマッチング体制の確立に努めることも重要です。

このようなことから、農地の減少傾向を食い止めるために、生産緑地の保全、生産緑地追加指定に必要な措置、「特定生産緑地制度」の周知や指定への積極的な働きかけ、「都市農地貸借円滑化法」の周知や農地の貸借を促進するための体制を整備していくことが大変重要な事項となります。

また、住宅地と混在する福生市の農地は、防災機能、日照、通風の確保、潤いのある景観などをもたらしており、昭和63年から続いている「花いっぱい運動」では、市内の農業者団体が花苗の生産を請け負っています。春と秋には丹精込めて育てられた季節の花が市内各所に植栽され、心を和ませる景観を作り出していると同時に、花苗の生産は地域農業の活性化にもつながっています。

一方、住宅地と隣接する農地は、農薬の散布、土ぼこりの発生など、都市での住環境と共存するこ

とが難しい側面も持ち合わせています。現存する農地を永続的に保全し、都市での営農環境を整備していくため、都市農業が抱える様々な課題に対して必要な措置を講じるとともに、住民への理解を深めていかなければなりません。

【施策の方向】農地と営農環境を保全する

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	J A	市民	行政	民間
① 生産緑地の保全	適正な管理	○	○		○	
	特定生産緑地制度の周知及び指定への積極的な働きかけ		○		○	
	相続税納税猶予制度の周知		○		○	
	農地制度に対する相談窓口の充実		○		○	
② 生産緑地追加指定への積極的な働きかけ	都市計画部門との連携体制の強化		△		○	
	関係団体・農業者への啓発事業の実施		○		○	
③ 都市農地貸借円滑化法に基づく農地の貸借を促進するための体制の充実	制度の周知		○		○	
	都市計画部門との連携による相談体制の強化		△		○	
	貸し手と借り手の把握	○	○		○	
	マッチング体制の確立		△		○	
④ 市街化区域内農地の保全	農地の維持・保全に対する相談の充実		○		○	
	課税部門との連携		△		○	
③ 住環境と調和する営農環境の整備	環境部門との連携強化				○	
	花いっぱい運動の充実	○		△	○	
	都市農地保全支援プロジェクト補助金の利用促進	○	△		○	

○・・・主体 △・・・支援

2 農地の多面的機能のさらなる発揮

都市農地は農産物の生産だけでなく、様々な多面的機能を持ち合わせています。都市農業振興基本計画も示されているように、多面的機能としては、「農産物を供給する機能」、「防災の機能」、「良好な景観の形成の機能」、「国土・環境の保全の機能」、「農作業体験・学習・交流の場を提供する機能」、「農業に対する理解の醸成の機能」が挙げられます。

平成20年には、福生市とJAにしたまとの間で「災害時における生鮮食料品等の供給並びに農地の使用に関する協定書」が締結されました。これは、大規模な災害が発生または発生する恐れがある場合、生鮮食料品等の供給や一時的な避難場所や応急仮設住宅建設用地などとして農地を使用することに対する協定です。令和2年では、5戸の農家で計6箇所、約0.77haが災害時協力農地として登録されています。

また、福生市では平成30年4月に「都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱」を制定しました。これは、東京都の都市農地保全支援プロジェクト実施要綱に基づき制定したもので、農地の持つ防災や環境保全などの多面的機能をより発揮させるとともに、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図ることが目的とされています。これまでに、防災兼用農業用井戸1箇所、土留め1箇所、土留め及びフェンス1箇所の合計3箇所への整備支援を実施しており、防災兼用農業用井戸については、「災害時における生活用水の供給に関する覚書」を交わしました。今後も、農地の持つ多面的機能を発揮させるためにも、この補助金の活用促進を図ることが重要な事項です。

さらに、農のある景観を創出するために、「花いっぱい運動」を充実させることも大切な事項となっています。そして、農業体験などを実施することで、農業に対する理解を深めるなど、農家と市民相互の理解の下で、農地の保全と活用を推進することが重要です。

【施策の方向】 農地の多面的機能のさらなる発揮

【施策内容】

主要施策	主な事業	農家	J A	市民	行政	民間
① 防災機能の活用	災害時協力農地の維持	○	○		○	
	関連部門と協力し追加指定を検討	○	○		○	
	市民へのPRの充実	△	○		○	
	都市農地保全支援プロジェクト補助金の利用促進（再掲）	○	△		○	
② 農のある景観の創出	市民理解に向けた取組の検討	○	△		○	
	都市計画部門との連携				○	
	花いっぱい運動の充実（再掲）	○		△	○	

○・・・主体 △・・・支援

＜基本方針2 活力ある農業経営の推進 ～育てよう 魅力ある農業経営～＞

1 地域のリーダーとなる農業経営者を育成する

近年の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化、後継者・担い手不足など深刻な問題があります。このような中、地域の農業を維持、発展させていくためには、経営意欲の高いプロの農業者を育成・確保していく必要があります。

こうした状況の中、効率的で安定した農業経営を担う農業者を育成する手段として、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度があります。この制度は、意欲的に農業経営を展開していかうとする農業経営者が作成する「農業経営改善計画」を市区町村が基本構想に照らし合わせて認定し、その計画の達成に向けて支援措置を講じていかうとする制度です。

平成15年度からは、国の施策の対象が認定農業者に重点化される方針が打ち出されてきました。都市化が顕著な東京都においては、国の補助事業の対象になりにくいという状況があるにもかかわらず、大消費地に近いという利点を生かした多種多様な生産・販売が展開され、認定農業者として1,680経営体（平成31年3月時点）が認定されており、各自治体では地域の農業経営のレベルアップを図るため様々な支援策が創設され、成果を残しています。

福生市では、平成25年から認定農業者制度を実施しており、令和2年現在で全農家58戸のうち3戸（5%）の方が認定を受けています。また、市では、認定農業者を対象とした補助事業である「都市農業活性化支援事業補助金交付要綱」を平成30年に制定し、認定農業者に対する支援を実施してきました。今後は、より一層、認定農業者に対して経営支援の体制を確立させていくことが重要です。

同時に、認定農業者制度の周知に努め、地域のリーダーとなるべき農業経営者の育成を図ることが、農地面積が26市の中で一番少ない福生市の中にも生き生きとした農業経営があるということを地域内外へと発信することにもなります。

福生市農業全体の活力を見出すためには、認定農業者だけでなく、すべての農業経営者に対して生産技術の向上や経営改善に関する支援を実施していくことが重要です。福生市全体の底上げにつながるためにも、農家やJAにしたまなど各関係機関との連携を強化し、支援体制を強化していく必要があります。

【施策の方向】 地域のリーダーとなる農業経営者を育成する

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	J A	市民	行政	民間
① 認定農業者制度の推進	認定農業者制度の周知	○	○		○	
	経営改善計画支援体制の確立	△	○		○	
② 生産技術の向上と経営改善	生産技術や経営に関する相談体制の充実	○	○		○	
	家族経営協定の推進	○	△		○	
	新たな生産技術、新品種導入の支援	△	○		○	
	東京都などの農業経営支援事業の活用	○			○	
③ 小規模農家への支援策の検討	市独自の認証制度の検討	○			○	

○・・・主体 △・・・支援

※家族経営協定とは、家族内で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇などの就業条件、収益の配分、経営の承継などについて、家族間の話し合いに基づき取り決めを行うものです。

2 後継者と新たな担い手を育成する

農業者調査の結果によると、後継者の状況については農業者の多くが「後継者がいない」「今はわからない」と答えており、農業経営を継続していく上で「後継者や担い手の問題」に対して不安を抱いていることが分かりました。福生市の農業者は、農業のほかに主たる収入源としての仕事を持つ方の退職や、相続などをきっかけに農業経営を始めるといったケースが多くなっています。こうした農業後継者が意欲的に農業経営に取り組めるよう、関係機関との連携を強化し農業経営に関する相談体制を充実させることや、普及センターとの連携を深め、普及センターが実施している研修への参加を促すなど、支援策を講じていくことが必要です。

また、親族などの後継者だけではなく、新規就農者などの担い手育成支援に努めることもまた重要な事項となります。農業者調査によると、新規就農者や市民が農作業をボランティアで支援する取組に関して、約5割の農業者が受け入れたいと考えていることが分かりました。多様な担い手を育成していくためにも、援農ボランティア制度の導入について研究を進めていく必要があります。そして、都市農地貸借円滑化法の施行により、生産緑地の貸借がしやすくなったことにより、東京都内で新規就農者が生産緑地を借り受け就農する事例が多くなってきています。福生市においても、担い手を育成するために、新規就農者の受け入れ体制を整えていくことが重要です。

【施策の方向】後継者と新たな担い手を育成する

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	J A	市民	行政	民間
① 後継者育成事業の実施	農業後継者への研修の充実	○	○		○	
	関係機関との連携による相談体制の充実		○		○	
	普及センターとの連携による営農・技術指導の充実	○	△		○	
	後継者・経験者の地域間での交流の場づくり	○	△		△	
	定年帰農の促進	○	△		○	
	未就農後継者に対する就農への働きかけ	○	△		○	
② 担い手育成事業の実施	援農ボランティア制度の研究	○		○	○	
	女性農業者の育成を目指した事業の実施	○	○		○	
	新規就農者の受け入れ体制の確立	○	○		○	

○・・・主体 △・・・支援

3 環境にやさしい農業を推進する

近年、輸入農産物の食品表示偽装や残留農薬などの問題が噴出し、食品の安全性に対する消費者の信頼が揺らいでいます。地場産農産物は、生産者の顔が見えて安全で安心できる農産物として、消費者の期待もより一層強まっています。そのため、農業者に対しては減農薬栽培などに関する研修を充実させ、市民に対しては安全で安心な農産物であることをPRすることが必要です。

また、東京都では化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を認証する制度として、「東京都エコ農産物認証制度」を実施しており、福生市では、7名の農業者の方々がこの認証を受けています。こうした認証の取得は市民へのPRにもつながるため、認証取得の支援を進めることも重要です。

【施策の方向】 環境にやさしい農業を推進する

【施策内容】

主要施策	主な事業	農家	J A	市民	行政	民間
① 減農薬栽培や環境配慮に対する技術支援	農業者研修の充実	○	△		○	
	環境配慮への支援策の検討	△	○		○	
② 安全安心な農産物の供給	東京都エコ農産物の認証取得の研究・支援	○	△		○	
	市民へのPRの充実	○	△		○	

○・・・主体 △・・・支援

＜基本方針3 農のあるまちづくり ～福の生まれるまち 農のあるまち～＞

1 地産地消と食育を推進する

地域で採れた農産物を地域で消費する「地産地消」の動きと連動し、食の大切さや望ましい食生活を学び、健康な体と豊かな心を育てる「食育」が注目されています。

福生市では、平成20年から学校給食への地場産農産物の供給が始められ、除々に取組を拡大しています。また、市内イベントでの地場産農産物の直売や福祉施設への地場産野菜の納品なども行われており、市民の都市農業への理解を深めるとともに、農業者の意欲向上にもつながっています。

今後も地場産農産物の供給を通じて、市民への「食育」の推進を図るとともに、農業者と市民の信頼関係の構築を進め、学校、PTA、市、JAにしたま、普及センターなどの関係機関との連携を強化し、学校給食での地場産農産物の利用促進を進めていくことが必要です。

また、福生市の農作物販売は、JAにしたま福生支店直売所での販売が主流となっています。平成19年3月のリニューアルオープン以降、客数も増え地場産農産物販売の拠点として市民に定着しています。現在、販売農家は約20戸で、恒常的に販売している農家は約15戸となっています。しかしながら、午後の時間帯には品薄になるなど、消費者のニーズに対して生産量が少ないという大きな課題があります。市内農家は、収穫した農産物を自家消費や知人に配布するだけの自給的農家が圧倒的に多くなっています。「できることなら福生の野菜を購入したい」という市民の声もあることから、長期的な視点で農業経営のレベルアップを図り、1戸でも多くの農家が生産した農産物を販売につなげていくことが、福生市の農業が発展していくうえで重要なポイントとなります。

今後もJAにしたまと連携しながら、地産地消の中心となる直売所などへの出荷支援を通じて、これらの自給的農家に対し、新規出荷の啓発や出荷に関する相談体制を整えることが必要です。

近年、農業と福祉が連携した「農福連携」の取組が注目を集めています。「農福連携」に取り組むことによって、福祉分野においては障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すことにつながり、後継者・担い手不足や高齢化が進む農業分野においては新たな働き手の確保につながる可能性があることから、農業と福祉の双方に良い効果をもたらすことが期待されています。福生市においても、まずは福祉部門との連携体制の構築に取り組みます。

特産品については、平成24年から「はっ！ぴー☆ナッツ」として落花生の特産品化に向けた取組を、JAにしたまとの協働で進めています。「はっ！」は、“息をのむ美味しさ”、「はっ！ぴー」はHAPPY（幸せ・幸福）、「☆」は福生七夕まつりをイメージ、「ぴー☆ナッツ」は落花生を意味しています。「はっ！ぴー☆ナッツ」を合言葉に、落花生祭りや落花生ウォークを実施しています。福生市における落花生の作付面積は約31a（平成22年は約17a、平成27年は約23a）となっており、年々増加しています。今後も落花生については、より一層特産品として推進するとともに、落花生以外の地場産農産物についても特産品化について検討を進めていくことが大切です。

また、地元のレストランで地場産農産物を利用するなど、福生の農業の「ファン」を増やす農商工連携を検討していくことも重要です。

【施策の方向】 地産地消と食育を推進する

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	J A	市民	行政	民間
① 学校給食への 地場産野菜の供給	学校給食での地場産農産物の利用促進	○	○		○	
	新規出荷への啓発	○	○		○	
② 直売所への出荷支援	出荷に関する相談活動の充実	○	○		△	
	直売所のPR	○	○		△	
③ 食育推進事業の実施	親子対象の農業体験事業などの企画を検討	○	○	△	○	
	関連部局、協力農家との連携体制の強化	○	○		○	
	学校給食における食育事業の推進	○	○		○	
④ 地場産農産物の特産品化の 推進	特産品（落花生）の促進	○	○		○	○
	特産品化できる地場産農産物の検討	○	○		○	△
⑤ 農商工連携の推進	商業者との情報交換の機会拡大	○			○	○
	地元レストランでの地場産農産物の利用の検討	○	△	△	△	○

○・・・主体 △・・・支援

2 農とふれあうまちをつくる

福生市では、7つの市民農園を開設しています。多くの市民が余暇を活用し野菜づくりを楽しんでいます。これらの農園は使用者の親睦の場になっているとともに、貴重な農地の保全にもつながっています。今後も、市民農園に対する市民のニーズは高まってくると予想されるため、農業者や農地所有者の貸出ニーズを把握することが大切です。また、「都市農地貸借円滑化法」の施行によって生産緑地に市民農園の開設もしやすくなったことで、開設に向けた検討も重要な事項です。

また、新たな市民農園の開設を検討しながらも、農業の担い手の育成にもつなげるため、現在の市民農園使用者に対して農業に関する技術の講習などの支援策を講じることも必要です。

農業者と市民がふれあうことは、福生市の農業に対する理解を深めるために大切な事項となっています。現在も、福生市・福生市農業委員会・JAにしたま・グリーンクラブ福生などが、市民に農業への理解を深めてもらおうと、地場産農産物の直売や農業体験など、様々な事業を実施しています。こうした事業は、消費者である市民から貴重な声を聴く場としても良い機会となっています。今後も、市民との交流事業を充実させることが、農とふれあうまちをつくるにはとても重要です。

また、事業の実施や農業の取組などに関して、市の広報やHP、福生市農業委員会が発行している農業委員会だよりなどにより、市民に対してしっかりとPRすることが必要です。

近年、高齢化や後継者・担い手不足が指摘される都市農業においては、体験型農園という、指導者の下、市民が種蒔きから収穫までを体験できる市民参加型の農園が、新しい経営スタイルとして注目されています。こうした農園は、市民の農業に対する理解を深める場とされています。

福生市においては、現在までに体験型農園の開設はありませんが、体験型農園を創設することは、市民と農業者がふれあえる場をつくることができ、農業者の高齢化、後継者・担い手不足の対策にもなるため、体験型農園を創設するための研究も重要な事項です。

「市民農園」の状況

農園名	開設年	区画数	令和元年度末の使用率
熊川東市民農園	昭和49年	186	98.9%
南田園第二市民農園	平成22年	17	100%
熊川武蔵野第二市民農園	平成23年	35	100%
熊川牛浜市民農園	平成23年	18	100%
熊川北市民農園	平成25年	23	100%
福生武蔵野市民農園	平成25年	130	100%
福生奈賀市民農園	平成25年	83	100%
全農園計		492	99.8%

【施策の方向】 農とふれあうまちをつくる

【施策内容】（太枠は重点施策）

主要施策	主な事業	農家	J A	市民	行政	民間
① 市民農園の充実	貸出ニーズの把握	○	△		○	
	生産緑地における市民農園開設の検討	○	△		○	
	市民農園利用者に対する支援策の充実	△		△	○	
② 市民との交流事業の充実	農業イベントの開催	○	○	△	○	
	地場産農産物直売イベントの充実	○	○	△	○	
③ 農業情報の発信	農業に関する広報活動の充実	○	○		○	
④ 体験型農園創設に向けた研究	市民参加型農園の先進取組事例・制度の研究	○			○	
	制度の周知及び開設意向の確認	○			○	

○・・・主体 △・・・支援